

令和 2 年 3 月 25 日

内閣府子供の貧困対策に関する有識者会議 御中

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休校期間における  
子ども・若者の「生活の緊急支援」と安全確保に関する意見書

内閣府子供の貧困対策に関する有識者会議構成員  
日本大学文理学部教授  
末富 芳

平素より子ども・若者のためにご尽力をいただいておりますこと厚く感謝申し上げます。

文部科学省より令和 2 年 2 月 28 日に発「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について（通知）」にもとづく臨時休業期間および今後も予想される日本国内の臨時休校措置において、子ども・若者の安全確保策も十分に講じられる必要があることから、以下の通り意見を申し述べます。貧困状態の子どもに限らず、困難な状況にある日本の子ども・若者の安全確保と生活の緊急支援にかかわる提言を、自治体や国会議員等に提出いたしました。

新型コロナウイルスの感染拡大を防いでいる休業期間に、児童生徒の栄養失調や虐待が深刻化し、困難な状況の子ども・若者に別のリスクが発現することを防止するために必要な措置です。

今後の非常事態宣言の発令等を予測し、早急な対応をお願い申し上げます。

これまで政府の子どもの貧困対策では「学校をプラットフォーム」として取り組みを充実し、文部科学省も困難を抱える子どもたちへの「チーム学校」体制を充実しながら、学校の教職員、自治体福祉部局や地域支援団体等が協働して子ども・若者の安全安心を守る体制が整備されております。これらの仕組みを活用しながら、虐待や欠食リスクの高い子ども・若者の生活支援を行い、また児童虐待等を防止くださいますようお願い申し上げます。

どうぞ、子どもたちのために可能な限り迅速なご対応をお願い申し上げます。

## 1. 子ども・若者の「生活の緊急支援」に関するお願い

休校措置によりまして、家庭での虐待リスクが高い子ども・若者や、学校給食以外に食事が保障されない子どもたちのための以下の施策の緊急での実施をお願い申し上げます。

すでに一部自治体で実施されており、日本全国での実施が必要です。

- (1) 休校中の学校の児童生徒の預かりを可能にする
- (2) 学校給食の提供やフードバンク、子ども食堂等の食の支援
- (3) 社会教育施設、生涯学習施設、放課後子ども教室、学習支援などの家庭外の居場所の確保
- (4) 各学校で把握している要支援家庭等の児童生徒の見守り体制の充実
- (5) 政府・自治体が連携して生活面や心理面に関する子ども若者の相談窓口の設置と周知
- (6) 以上の支援がすべての地方自治体で実施できるよう政府による周知や財政支援を行う

## 2. 子ども・若者の安全確保に関する意見

上記の「生活の緊急支援」が必要な理由について、子ども・若者の安全確保に関する意見として申し述べます。

またより詳細な支援策についても述べております。

### (1) 児童虐待防止による子ども・若者の安全確保

もっとも懸念されますのは、休業による在宅時間の長期化が児童虐待を引き起こしたり深刻化させることです。とくに保護者が休業により就業継続への不安や収入減少などへのストレスを強く抱えることは虐待リスクを高めます。

こうした状況を想定すると、児童虐待防止による子ども・若者の安全確保が必要になります。

**政府・地方自治体が連携して子ども・若者の虐待相談窓口を設置し児童生徒に発信する。**

同様に、政府・地方自治体が連携して保護者の生活不安等に関する相談窓口を設置し発信したり、情報が届きにくい生活困窮世帯には訪問や個別連絡による相談を実施することで、ストレスを緩和し虐待リスクを低める取り組みを実施する。

学校が把握する要支援家庭等の虐待リスクの認められる家庭に対しては、教職員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーや児童相談所が連携しながら、児童生徒や保護者に対し家庭訪問や学校等での面談を行えるようにする。

また虐待の深刻化を防ぐために自治体の提供する子ども、保護者への生活面での支援等にもつなげる。

児童生徒に対し、学校や学童など身近な場所への避難も可能であるように、自由登校制度などの仕組みを設置者の判断で行えるようにする。

図書館等の社会教育施設や生涯学習施設、放課後子ども教室、子ども食堂や学習支援など、様々な施設や制度を活用しながら、地域で子ども若者の避難場所を確保する。

## (2)生活困窮世帯の子ども・若者への食や避難所・居場所の保障

また同様にもっとも急がれますのは、生活困窮世帯の子ども・若者の生活面での安全確保です。

具体的には以下の支援策が必要です。

### 食の支援

生活困窮世帯の子どもたちは学校給食のみが一日の中でのまともな食事である場合が少なくありません。3月の学校給食がなくなることで栄養失調による健康状態の悪化や場合によっては生命の危険も懸念されます。

学校や学童での給食や食事の提供、フードバンクによる食料支援、子ども食堂や学習支援における食の提供など、あらゆる手段で食の支援を急いでください。

### 子ども若者の避難所や居場所の確保

(1)にも述べたとおり、保護者が就業不安や収入減少ストレスを抱えると虐待リスクを高めます。生活困窮世帯においてそのリスクは一層高くなります。また生活困窮世帯の住環境は厳しく、狭い空間に多くの家族がごったがえすことで、家族間のストレスも強まります。

虐待を予防し、かつ子ども若者を家出等のリスクから防ぐためには、子ども若者の避難所や居場所の確保が重要と考えます。

再掲となりますが、(1) に示したような避難所や居場所の支援をお急ぎください。

(再掲)

児童生徒に対し、学校や学童など身近な場所への避難も可能であるように、自由登校制度などの仕組みを設置者の判断で行えるようにする。

図書館等の社会教育施設や生涯学習施設、放課後子ども教室、子ども食堂や学習支援など、様々な施設や制度を活用しながら、地域で子ども若者の避難場所を確保する。

### (3) 就労世帯の子どもの安全確保

就労世帯の子どもについては、在宅での子どもだけ、あるいはひとりでの留守番により犯罪に巻き込まれるリスクも想定しておく必要があります。

仕事を休むことができない就労世帯については、学童に収容しきれない子どもたちについては、土日等も含め、学校施設、社会教育施設、生涯学習施設、子ども若者支援団体と連携しながら地域の居場所を確保する必要があります。

とくに低学年の子どもをひとりで放置する危険は大きく、保護者の就労状況を確認しながらの早急な対応が求められます。

### (4) 障害を持つ子ども・若者の安全確保

ひとりでは留守番ができず、ケアや見守りが必要な児童生徒については、すでに文部科学省通知でも登校による柔軟な対応や居場所の確保などの配慮はされていますが、就労世帯の場合には放課後デイサービスの利用等も含めた通常通りの支援が重要となります。

### (5) 子ども・若者支援にかかわる非正規教職員、非常勤専門職等の雇用条件の維持改善

一斉休業期間に、非正規教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の非常勤専門職の給与が支払われない事例が確認されています。また、体調不良の場合の有休休暇も、非常勤職は常勤公務員と比較して短い日数しか取得できないなど、不利な雇用条件に置かれるケースも多いです。

ここまで述べた子ども・若者の安全確保に際しては、「学校プラットフォーム」「チーム学校」の体制を活用した取り組みが必要となるため、常勤非常勤の区分なく教職員や専門職の丁寧なかかわりが必要となります。

子ども・若者への支援を前提に、非常勤教職員、非常勤専門職の給与を通常通り支給し、また体調不良にそなえ有休休暇取得日数を正規職員と同程度に引き上げることも必要と判断いたします。

## (6)進学入学を控えた子ども・若者への支援策の拡充

保護者の一時的な所得の低下などにより、進学や入学に十分な準備ができなかったり入学を辞退する子ども・若者が増加することが懸念されます。

以下の措置をお願い申し上げます。

義務教育段階にあつては、生活保護制度や就学援助制度を新型コロナウイルスによる家計急変者にも利用可能とし、柔軟な運用を市区町村に要請すること。また就学援助制度の前倒し支給の一層の浸透をはかること。

高校教育段階にあつても、高校就学支援制度を新型コロナウイルスによる家計急変者にも利用可能とすること。

大学・専修学校も、高等教育の修学支援新制度を新型コロナウイルスによる家計急変者にも利用可能とすること。

いずれの教育段階においても自治体ケースワーカーやスクールソーシャルワーカー等の専門職が子ども・若者の進学に際しての生活準備の支援を手厚く行う体制を整備すること。

以上、どうぞご検討をいただき、可能な限り早いお取組みを心からお願い申し上げます。